

VI. 学校感染症について

1. なぜ今、学校感染症か？

近年、大学生の中で学校感染症の流行がみられるようになりました。幼少時に受けたワクチンの効果が減弱していることが主な理由と考えられています。

大学という限られた集団の中で麻疹(はしか)やインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症が発生した時、感染拡大を最小限に食い止め、学内だけでなく地域や実習先に感染を広げないことが非常に重要です。自らが感染源とならないように予防接種をすることも重要です。

2. 学校感染症とは

「学校において予防すべき感染症」は、学校保健安全法施行規則により定められています。

3. 学校感染症に罹患したら

感染症にかかった時に、まずしなければならないことは他の学生に感染を広げないために「出席停止」期間を守り、学校に来ないことです。学校感染症による出席停止の日数は「出席すべき日数」に数えられず、「欠席」の扱いにはなりません。

速やかにメールで保健管理委員長と保健室担当者へメールで報告し、主治医から登校の許可があるまでは登校せず自宅で療養してください。

1) 学校感染症罹患時の手続き

学校保健安全法施行規則

安全法施行規則第18条において、「学校において予防すべき感染症の種類」が第一種から第三種に分類されています。第一種は、感染力が強く重症で危険性の高い感染症。第二種は、飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症。第三種は、飛沫感染が主体ではないが、放置すれば学校で流行が拡大する可能性がある感染症です。

19条において「出席停止の期間の基準」が定められています。(P12参照)

2) 出席停止期間終了後(病状回復後)の手続き

「欠席届」に医師の診断書を添付し、学務課に提出してください。

新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスは診断書の提出は不要です。但し、定期試験で追試験を受ける際には診断書が必要となります。

学校保健安全法施行規則に定める学校感染症と出席停止期間		
分類	感染症	出席停止の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ベスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MARSコロナウイルスに限る) 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消失後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	治癒するまでまたは病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 (感染性胃腸炎 、溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹)	※その他の感染症とは、重大な流行が起こった場合、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、感染症の種類や地域・学校における感染症の発生・流行の態様等考慮の上、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものであり、あらかじめ特定の疾患を定めているものではない。

(例)インフルエンザの出席停止期間について

「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで」とは、最低発症した後5日を経過するまで出席停止となります。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期になります。

経過	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
発症後 1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目			
	出席停止	→					登校開始		
発症後 2日目に解熱した場合	発熱		解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
	出席停止	→					登校開始		
発症後 3日目に解熱した場合	発熱			解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
	出席停止	→					登校開始		
発症後 4日目に解熱した場合	発熱				解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
	出席停止	→					登校開始		
発症後 5日目に解熱した場合	発熱					解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
	出席停止	→						登校開始	

発症日とは、インフルエンザ様症状(悪寒、発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、結膜の充血等)が始まった日です。発症日は0日目と考え、日数計算には入れません。

(例)新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」とは、どんなに熱が早く下がったとしても、最低発症した後5日は出席停止となります。軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを言います。

経過	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
発症後 1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
	出席停止						登校開始	
発症後 2日目に解熱した場合	発熱		解熱	解熱後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
	出席停止						登校開始	
発症後 3日目に解熱した場合	発熱			解熱	解熱後 1日目	発症後 5日目		
	出席停止						登校開始	
発症後 4日目に解熱した場合	発熱				解熱	解熱後 1日目		
	出席停止						登校開始	
発症後 5日目に解熱した場合	発熱					解熱	解熱後 1日目	
	出席停止						登校開始	

発症日とは、コロナウイルス様症状(悪寒、発熱、頭痛、咽頭痛、咳、鼻汁等)が始まった日です。発症日は0日目と考え、日数計算には入れません。

4. 予防接種の意義

本学では臨地実習等における感染予防対策として予防接種を推奨しています。「学校において予防すべき感染症」のうち小児感染症およびインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は、予防接種で予防が期待でき、罹患した場合の重篤化を防ぎます。小児感染症に成人が罹患すると、症状が重篤化する場合があります。また、インフルエンザは毎年流行します。B型肝炎の抗体を取得していない人も積極的に予防接種を受けましょう。

5. 小児感染症予防接種

小児感染症抗体検査で、本校の基準に満たない場合は予防接種を推奨します。

1) 予防接種の受け方

(1) 対象者：判定結果が基準に満たない者

(2) 受け方：

- ① 医療機関(内科・小児科)に予約し、受診時予防接種証明書と健康診断の結果、母子手帳を持参し、医師に予防接種証明書を記入してもらいます。証明書の用紙は、保健室にあります。
- ② 複数の予防接種が必要な方は、医療機関で接種のスケジュールを相談してください。麻疹は最も感染力が強いため、最初に接種してください。
- ③ 接種後は体調観察が必要なため、診療時間ぎりぎりの受診は避けてください。

(3) 費用：個人負担

(予防接種は保険外適用のため、医療機関で金額を確認してください。)

基準値

疾患名	抗体価陰性	抗体価陽性 (基準を満たさない)	抗体価陽性 (基準を満たす)
麻疹	EIA法(IgG): <2.0	EIA法(IgG): 2.0 ~ 16.0	EIA法(IgG): 16.0以上
風疹	HI法: <8.0	HI法: 8.0 ~ 32.0	HI法: 32.0以上
水痘	EIA法(IgG): <2.0	EIA法(IgG): 2.0 ~ 4.0	EIA法(IgG): 4.0以上
流行性 耳下腺炎	EIA法(IgG): <2.0	EIA法(IgG): 2.0 ~ 4.0	EIA法(IgG): 4.0以上

接種間隔

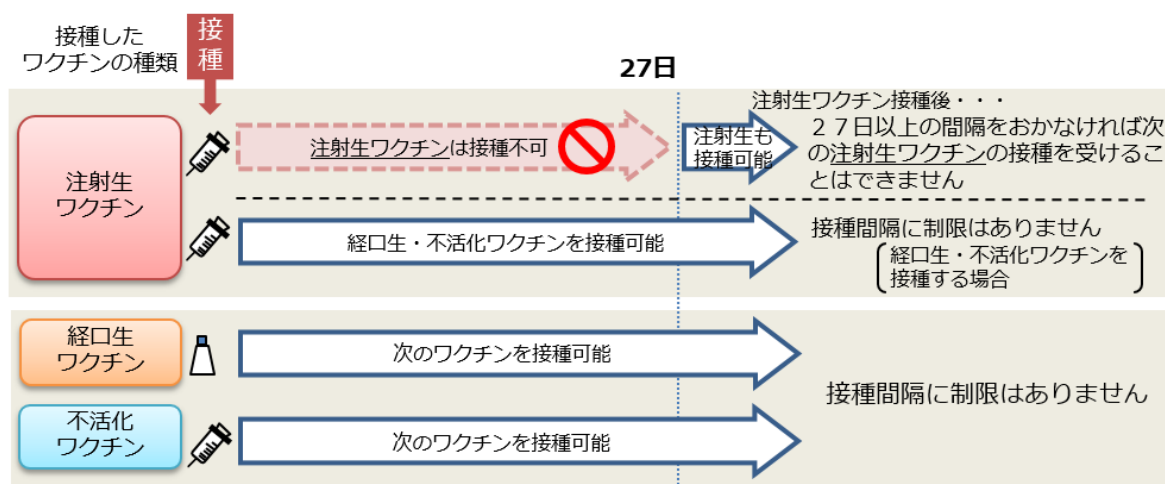
予防接種を複数行う際に、接種間隔を一定期間あける必要がある場合があります。その理由は、予防接種による副反応が出るかもしれない期間に余裕を持って避けること、予防接種のウイルス同士の干渉などによって予防接種効果が上がらない恐れがあることなどからです。

注射生ワクチン 風疹、水痘、麻疹、麻疹風疹混合、流行性耳下腺炎、BCG 等

注射生ワクチンの接種後 27 日以上の間隔をおかなければ、注射生ワクチンの接種を受けることはできません。次に接種するワクチンが注射生ワクチンでなければ、制限なく接種することができます。

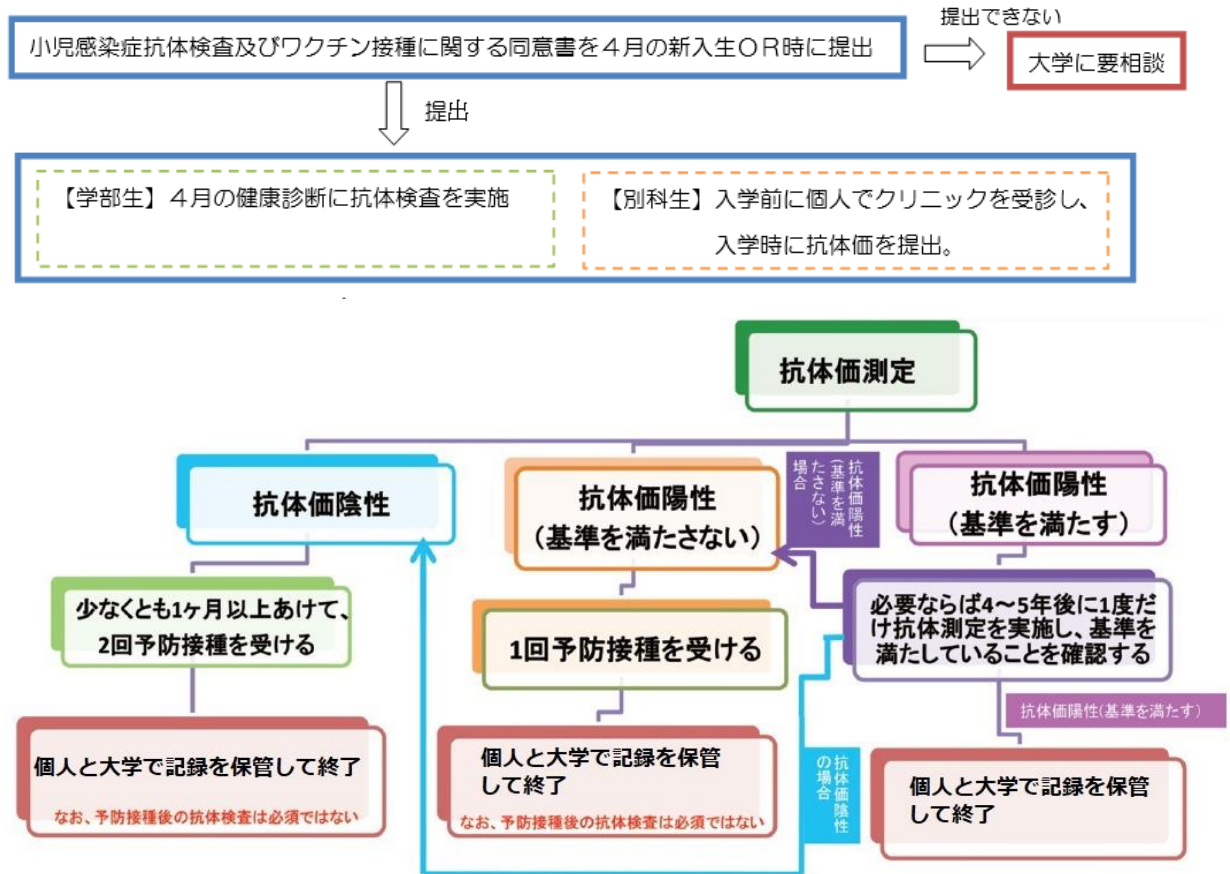
不活化ワクチン B 型肝炎、インフルエンザ 等

<令和 2 年 10 月 1 日からの「異なる種類のワクチンを接種する際の接種間隔のルール」>



※接種から数日間、発熱や接種部位の腫脹などが出ることがあります。接種が可能な期間であっても必ず体調を確認し、かかりつけ医に相談の上接種してください。

○小児感染症予防接種フローチャート



早めにスケジュールを立てて接種し、提出期限を守りましょう！



6. インフルエンザについて

1) インフルエンザとは

(1) 症状

38℃以上の発熱やせき、のどの痛み、全身の倦怠感や関節の痛みなどの全身症状が現れます。

(2) 感染経路

咳やくしゃみにより感染(飛沫感染)するほか、鼻水や唾などの分泌物に汚染された物品を介して感染(接触感染)します。1～2日の潜伏期の後に、突然 38 度以上の高熱、その他の症状が現れます。

2) インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、大きくA、B、C型の3つにわけられ、世界的な大流行の原因となるのは、A型です。皆さんがよく知っているのはH1N1(ソ連)型とH3N2(香港)型ですが、2009 年にH1N1型の新型ウイルスが突然出現し、世界的な大流行となりました。A型にはたくさんの亜型が存在しています。インフルエンザウイルスは、突然変異が起きやすく、それまでの免疫では有効に効果が発揮できずに、大流行を引き起こす特徴があります。

3) 診断と治療

周囲の流行状況、症状、診察所見にあわせて、迅速診断キットを用いて診断します。簡便で正確に診断でき、A型とB型の区別もつけられます。

インフルエンザの治療は、ウイルスの増殖を抑える薬を使用します。ウイルスが増殖する前の発症後 48 時間以内であれば、効果が期待できます。

安静や十分な睡眠、適度な保温、発汗や発熱に対する水分補給、消化のよい食べ物による栄養補給などの一般療法や症状にあわせた対症利用法も必要です。

4) 予 防

インフルエンザの予防で最も重要なことは、こまめなうがいと手洗い、擦式アルコール製剤での消毒、むやみに人混みにいかないこと、適度な休息を取り体調を整えることです。

※予防接種のポイントをまとめました。

- ・毎年予防接種が必要です。大学では毎年10月～12月にインフルエンザ集団ワクチン接種を行っています。
- ・遅くとも 12 月中旬までに予防接種を受けましょう。ワクチンの効果が現れるまでに2週間かかります。ワクチンの効果が持続するのは5ヶ月です。1～2 月の流行のピークに備えて準備をして下さい。
- ・喘息や糖尿病などがある人、臨地実習のある学生、国家試験のある学生は、必ず予防接種を受けましょう。

実習中の発熱、症状出現時の対応

* 感染拡大防止のために下記の手順に従って行動してください。

37.0 度以上の発熱、症状がある



実習担当教員に連絡



かかりつけ医に電話。かかりつけ医がない場合は、学外校医の園山医院へ電話し受診する。

※受診時に車での待機を依頼されることがあるため、予め医療機関に確認してください。



受診結果を実習担当教員・保健管理委員長・保健室担当者（看護師）・チューターに報告して指示に従う。



療養後、学務課に欠席届を提出。
実習に関しては実習担当教員、定期試験に関しては講義担当教員と学務課の指示に従う。

小田美紀子保健管理委員長 E-mail:
m-oda@u-shimane.ac.jp
青木看護師 E-mail:
y-aoki@admin.u-shimane.ac.jp

園山医院 TEL
0853-22-8555